

最高裁秘書第2017号

令和4年7月1日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和4年6月24日に答申（令和4年度（最情）答申第9号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和3年度（最情）諮問第53号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和4年2月14日（令和3年度（最情）諮詢第53号）

答申日：令和4年6月24日（令和4年度（最情）答申第9号）

件名：弁護士職務経験を終了した特定の裁判官を判事補に任命することを決定した際に作成し、又は取得した文書の不開示判断（不存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

特定年月、特定の裁判所事務官（特定年月に特定の法律事務所で弁護士職務経験を開始した特定の期の裁判官）を判事補に任命することを決定した際に作成し、又は取得した文書（最高裁判所裁判官会議議事録は除く。）（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和4年1月7日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出は、「特定年月に、特定の裁判所事務官（特定年月に特定の法律事務所で弁護士職務経験を開始した特定の期の裁判官）を判事補として任命されるべき者に指名することを決定した際に作成又は取得した文書（最高裁判所裁判官会議議事録は除く。）」と整理した。
- 2 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（以下「弁護士職務経験法」

という。)に基づき判事補が弁護士となってその職務を行う場合、最高裁判所は、当該判事補を裁判所事務官に任命し(弁護士職務経験法2条3項)、また、当該職務が終了するときは、当該裁判所事務官について、任命を不相当と認めるべき事由がない限り、判事補又は判事への任命に関し必要な手続をとらなければならぬこととされている(弁護士職務経験法7条4項)。

3 最高裁判所は、特定年月、弁護士職務経験法に基づく弁護士の職務が終了した特定人について、判事補として任命されるべき者に指名することを決定したが、その際に作成した文書は裁判官会議議事録のみである。念のため、本件開示の申出を受けて最高裁判所内を探索したが、本件開示申出文書は存在しなかった。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年2月14日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年5月19日 審議
- ④ 同年6月17日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所は、本件開示申出について、「特定年月に、特定の裁判所事務官(特定年月に特定の法律事務所で弁護士職務経験を開始した特定の期の裁判官)を判事補として任命されるべき者に指名することを決定した際に作成又は取得した文書(最高裁判所裁判官会議議事録は除く。)」の開示を申し出るものと整理したことであり、下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によって内閣で任命されること(憲法80条1項)及び本件開示申出書の記載を踏まえれば、本件開示申出について上記のとおり整理したことは合理的である。

弁護士職務経験法に基づき判事補が弁護士となってその職務を行う場合、最

高裁判所は、当該判事補を裁判所事務官に任命し（同法2条3項）、また、当該職務が終了するときは、最高裁判所は、当該裁判所事務官について、任命を不相当と認めるべき事由がない限り、判事補又は判事への任命に関し必要な手続をとらなければならないこと（同法7条4項）を踏まえれば、その事務の性質上、特段の事由がない限り、裁判官会議議事録のほかに上記事務のために文書を作成し、又は取得する必要は認められない。したがって、最高裁判所が、特定年月、弁護士職務経験法に基づく弁護士の職務が終了した特定人について、判事補として任命されるべき者に指名することを決定した際に作成した文書は裁判官会議議事録のみであるとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

よって、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子